

答 申 第 1 6 号

平成 17 年 8 月 8 日

仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 7 年 1 月 5 日付太建宅第 9 6 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 1 6 号 「鉄塔基礎詳細図」等の一部開示決定に対する異議申立て



面番号 27 / 36 の「鉄塔基礎配筋詳細図」であり，これらは，建築物たる収容函と同一敷地内に隣接する，工作物たる鉄塔に係る設計図書である。

本件公文書は，以下のものから構成されている。

ア 「鉄塔基礎詳細図」( 図面番号 26 / 36 )

(ア) 「基礎平面図」

鉄塔基礎について形状及び寸法を示した平面図

(イ) 鉄塔，アンカー受架台及び柱脚部の平面図

アンカー受架台の配置状況も含めた，鉄塔及び柱脚部の形状及び寸法を示した平面図

(ウ) 「基礎断面図」

鉄塔基礎について形状及び寸法を示した断面図で，地中と地上の境界線（平均地盤面）を二点鎖線で示したもの

(エ) 「設計会社及び建築士等に係る記載，図面作成日，プロジェクト名，図面名，縮尺，図面番号，年度」

イ 「鉄塔基礎配筋詳細図」( 図面番号 27 / 36 )

(ア) 「基礎平面図」

鉄塔基礎の内部について，鉄筋の配置状況，寸法，使用鋼材の種類及び一部配置間隔を示した平面図

(イ) 「柱脚部平面図」

柱脚部について，鉄筋の配置状況，寸法及び使用鋼材の種類を示した平面図

(ウ) 「基礎断面図」

鉄塔基礎の内部について，鉄筋の配置状況，寸法及び使用鋼材の種類を示した断面図で，平均地盤面を二点鎖線で示したもの

(エ) 「一般事項」の表

「鉄塔基礎配筋詳細図」における，「1．適用事項」，「2．構造材料」，「3．鉄筋記号」，「4．鉄筋継手」，「5．基礎形式」，「6．地業」について示したもの

(オ) 「設計会社及び建築士等に係る記載，図面作成日，プロジェクト名，図面名，縮尺，図面番号，年度」

(3) 条例第7条第3号イの該当性について

ア 条例第7条第3号イは，法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し，保護する立場から，公にすることにより事業を行うものの当該活動における正当な権利利益を害するおそれがある情報については，同号ただし書の場合を除き，これを非開示とする旨を定めたものである。

イ 異議申立人は，本件公文書たる，鉄塔基礎の形状，使用材料，鋼材の種類及び寸法等の情報が記載されている「鉄塔基礎詳細図」及び「鉄塔基礎配筋詳細図」を公にすることにより，競合する同業他社等への情報流出を懸念し，それが開示によって現実のものとなった場合，膨大な期間と対価を支払った代償としての設計ノウハウの蓄積を損なうこととなり，当該鉄塔の建築主たる事業者としての権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして，同号イに該当する旨主張する。

ウ 同号イは「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示とする旨規定している。そして，この規

定の解釈に当たっては、条例第1条の「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」との規定及び同第3条の「条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」との規定の趣旨から、原則的には開示することとし、公にすることによって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合には例外的に非開示とするという姿勢が求められる。同号イにいう「正当な利益」とは、当該情報の性格及び内容をはじめとして、当該法人等の事業内容及び事業環境等、諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものである。

エ これを本件について見るに、携帯電話の中継基地の鉄塔設備に係る設計技術及び携帯電話事業については、次のような事情が認められる。

(ア) 土地の地耐力等を把握し、最も適切な建材、寸法を選択し、必要かつ十分な強度を確保したうえで、一定の経費内に納めなければならない鉄塔設計を専門に手がける技術者は限られており、建築士であるならば一般に保持している技術とはいえず、そのような意味で鉄塔の設計技術は特殊なものと評価しうるものである。

(イ) 携帯電話事業者は、電気通信分野における日進月歩の技術革新の中にあり、技術上ないし営業上の利益を含む競争上の地位を守るために競争が激化している。

こうした事情を踏まえ、本件文書の公開による正当な利益の侵害について考えると、事業者が蓄積した特殊な設計技術が公開されることにより競合する他の事業者が入手し、活用する可能性がないとはいえず、仮にそうなった場合には、設計図を入手した事業者は、ほとんど手をかけずに活用することや手を加えてより優れたものとすることも可能である。つまり同程度以上の成果を挙げるために払う代価等において、もともとの設計図書を作成した事業者は競争上不利益を蒙るといえる。したがって、鉄塔設備の特殊な設計技術情報の公開は条例第7条第3号イの「正当な利益を害するおそれ」があるといえる。

オ もっとも、条例第7条第3号イに該当すると認められる場合であっても、すでに公表されている情報ないしそれと同視しうる情報と認められるものについては、前記ウで述べた解釈及び運用の原則に帰って、開示すべきである。当該公文書においては、閲覧制度のある建築計画概要書に記載されている形状及び数値等と、一部重複する情報がある。これらについては、請求があれば何人にも公表される情報であることから、非開示とする必要がなく、開示すべき情報といえる。

カ 以下、本件公文書の開示された部分について、個別に開示の可否を検討する。

(ア) まず、「鉄塔基礎詳細図」(図面番号 26 / 36) について検討する。

「基礎平面図」について

「基礎平面図」には、建築計画概要書に記載されている情報のほか、各辺の長さを測ることなどにより正八角形であることが明白である柱脚部及び土台について、それぞれ一辺の長さ及びその長さとお対辺寸法との差を二で除した数値、ボルトの本数及び配置、鉄塔のボルトを固定する土台の直径、円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の直径、柱脚部について正八角形の隣り合う対称軸の角度が記載されている。

このうち、建築計画概要書に記載されている情報については、オに述べたように、非開示とする必要がない。

また、ボルトの本数及び配置については、建築計画概要書では明らかにされていない情報であるが、この鉄塔のボルトは一本ずつカバーが施されているとはいえ、本数及び配置について、外観上確認することは容易である状況から、やはり非開示とする意味のない情報といえる。

さらに、正八角形である柱脚部及び土台の一辺の長さ及びその長さとお対辺寸法との差を二で除した数値については、正八角形という形状から計算で当然に算出される数値であり、これらは開示すべき情報である。隣り合う対称軸の角度についても同様である。

一方、鉄塔のボルトを固定する土台の直径及び円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の直径については、建築計画概要書に記載されている情報ではなく、開示されるべき数値及び縮尺（後記）から計算したとしても正確に求めることが保証されている数値とはいえないので、これらの情報については条例第7条第3号イに該当する。

「鉄塔、アンカー受架台及び柱脚部の平面図」について

この図の中で実施機関が開示とした情報は、建築計画概要書中に記載されている数値、点線で示された地中のアンカー受架台の形状、配置及び寸法、並びに鉄塔のボルトを固定する土台の直径、円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の直径及び柱脚部の対辺寸法と鉄塔の直径との差を示す数値である。

このうち、鉄塔のボルトを固定する土台の直径、円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の直径及び柱脚部の対辺寸法と鉄塔の直径との差を示す数値については、建築計画概要書上に示されていないので、非開示とすべき情報である。

また、点線で示されたアンカー受架台は地中に存在するものであるため、その形状、配置について、外観からは確認しえない情報であるため、やはり非開示とすべき情報である。

しかし、オにより開示してさしつかえないと判断される鉄塔の配置図と一体となった点線で示されたアンカー受架台の形状及び配置については、非開示とすべきこの部分を区分して除くことが容易ではなく、また、非開示情報に係る部分を区分して除くことができたとしても、「基礎平面図」で開示される数字のみになり、開示請求の趣旨が損なわれると認められるため、この図全体を非開示とするのが相当といえる。

また、建築計画概要書中に記載されている数値及び計算上当然に導き出される数値についても、オにより開示することが相当と考えられるが、これらの数値のみを、対応させる図面を非開示としたうえで開示しても意味があるとは考えられず、「鉄塔、アンカー受架台及び柱脚部の平面図」全体を非開示とする取扱いが相当である。

「基礎断面図」について

この図の中で実施機関が開示とした情報は、建築計画概要書中に記載されている数値、基礎断面図そのもの、高さを表す数値、二点鎖線で示される平均地盤面、鉄塔のボルトを固定する土台の直径、円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の半径及びアンカー受架台の寸法である。

まず、基礎断面図そのもの、高さを表す数値、二点鎖線で示される平均地盤面、鉄塔のボルトを固定する土台の直径、円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の半径及びアンカー受架台の寸法については、建築計画概要書には記載されておらず、確認し得ない情報であるため、非開示とすべきである。

建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値のみ、

開示してさしつかえない情報ということができるが、断面図全体を非開示としたうえで対応する数値のみを示したとしても意味がないので、「基礎断面図」全体を非開示とすることが相当と認められる。

「設計会社及び建築士等に係る記載、図面作成日、プロジェクト名、図面名、縮尺、図面番号、年度」について

「鉄塔基礎詳細図」の から までの図が記載されている欄外には、標記の項目についての記載があり、実施機関では開示としている。

このうち、設計会社及び建築士等に係る記載については建築計画概要書中に記載されており、その他の情報についても非開示とすべき情報は含まれていないので、これらの情報全体について非開示とする理由がない。

(イ) 次に、「鉄塔基礎配筋詳細図」(図面番号 27 / 36) について検討する。

「基礎平面図」について

この図の中で実施機関が開示とした情報は、鉄筋の配置状況、建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値である。

鉄筋の配置状況については、鉄塔内部の鉄筋の配置を示す図で外観上確認しえないものであり、また、設計技術上のノウハウを含んでいることから、図面そのものが非開示とすべき情報ということができる。

建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値については、非開示とする理由がないものと考えられるが、基礎の鉄筋の配置状況を示す図そのものを非開示としたうえで対応する数値のみを示したとしても意味がないので、実施機関が非開示としている鉄筋の寸法、使用鋼材の種類、一部について配置間隔を示した情報及び建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値を含め、「基礎平面図」として示されているこの図全体を非開示とすることが相当と認められる。

「柱脚部平面図」について

この図の中で実施機関が開示とした情報は、柱脚部の形状、鉄筋の本数及び配置状況を示す点、建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値である。

柱脚部の形状については建築計画概要書または外観上から判るものであるが、それと一体となって示されている鉄筋の本数及び配置状況を示す点は外観上明らかではなく、また、設計技術上のノウハウを含んでいるという理由から非開示とすべき情報である。しかしながら、カ(ア) で述べたと同様の理由により、この図そのものを非開示とするのが相当である。

建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値については、非開示とする理由がないものと考えられるが、柱脚部の鉄筋の配置状況を示すこの平面図そのものを非開示としたうえで対応する数値のみを示したとしても意味がないので、と同様、「柱脚部平面図」として示されているこの図全体を非開示とすることが相当と認められる。

「基礎断面図」について

この図の中で実施機関が開示とした情報は、鉄塔基礎を断面から見た、鉄筋の配置状況、高さを示す数値、二点鎖線で示される平均地盤面、建築計画概要書中明示されてい

る数値及び計算式から当然に導き出される数値である。

鉄筋の配置状況，高さを示す数値及び二点鎖線で示される平均地盤面については，建築計画概要書に記載されていない情報であり，また外観上判る情報ではない。また，設計技術上のノウハウを含んでいることから，この図そのもの，高さを示す数値及び二点鎖線で示される平均地盤面については，非開示とするのが相当である。

建築計画概要書中明示されている数値及び計算式から当然に導き出される数値については，非開示とする理由がないものと考えられるが，基礎の鉄筋の配置状況を示すこの断面図そのものを非開示としたうえで対応する数値のみを示したとしても意味がないので，と同様，「基礎断面図」として示されているこの図全体を非開示とすることが相当と認められる。

「一般事項」の表

この表の中で実施機関が開示とした情報は，「1．適用事項」，「2．構造材料」，「3．鉄筋記号」のうち鉄筋の種類，「4．鉄筋継手」，「5．基礎形式」，「6．地業」についての記載である。

この表は「鉄塔基礎配筋詳細図」(図面番号 27 / 36)中に示されている各図についての包括的な説明であるが，この情報の中に設計技術上のノウハウを含んでいることから，この情報を基に特殊な構造等が類推される可能性も否めない。

よって，この表全体を非開示とするのが相当と考える。

「設計会社及び建築士等に係る記載，図面作成日，プロジェクト名，図面名，縮尺，図面番号，年度」について

「鉄塔基礎配筋詳細図」の から までの図及び表が記載されている欄外には，標記の項目についての記載があり，実施機関では開示としている。

このうち，設計会社及び建築士等に係る記載については建築計画概要書中に記載されており，その他の情報についても非開示とすべき情報は含まれていないので，これらの情報全体について非開示とする理由がない。

よって，原則開示という条例の趣旨に沿って，開示とすることが相当である。

#### (4) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

別表

	実施機関が開示決定した部分で、開示することが妥当でない部分
<p>「鉄塔基礎詳細図」 （図面番号 26 / 36）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「基礎平面図」中、鉄塔の直径、円形状に配置されたボルト位置をつなぐ円の直径</li> <li>・ 鉄塔、アンカー受架台及び柱脚部の平面図全体（既に非開示決定している「アンカー受架台」の表示及び寸法を除く。）</li> <li>・ 「基礎断面図」全体（既に非開示決定している「アンカー受架台」の表示、寸法及び鉄塔の直径を除く。）</li> </ul>
<p>「鉄塔基礎配筋 詳細図」 （図面番号 27 / 36）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「基礎平面図」全体（既に非開示決定している鉄筋の寸法、使用鋼材の種類及び配置間隔を除く。）</li> <li>・ 「柱脚部平面図」全体（既に非開示決定している鉄筋の寸法及び使用鋼材の種類を除く。）</li> <li>・ 「基礎断面図」全体（既に非開示決定している鉄筋の寸法、使用鋼材の種類及び配置間隔を除く。）</li> <li>・ 「一般事項」の表全体（既に非開示決定している3．鉄筋記号の記号を除く。）</li> </ul>



審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第16号)

年 月 日	内 容
平成17. 1. 5	・ 諮問を受けた
17. 1. 28	・ 実施機関（太白区建設部建築宅地課）から一部開示理由説明書を受理した
17. 2. 3 （平成16年度第6回 情報公開審査会）	・ 実施機関（太白区建設部建築宅地課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
17. 2. 28	・ 異議申立人から意見書を受理した
17. 3. 24 （平成16年度第7回 情報公開審査会）	・ 異議申立人から意見書を聴取した ・ 諮問の審議を行った
17. 5. 13 （平成17年度第1回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
17. 6. 17 （平成17年度第2回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った